

釧路市介護福祉士資格取得奨励金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護福祉士資格取得奨励金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の介護サービス事業所において介護業務に従事する者による介護福祉士の資格取得を奨励することにより、介護職員の定着及びキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保及び質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 次に掲げるものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第25項に規定する介護保険施設

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護サービス事業所 介護サービス事業を行う事業所をいう。

(3) 介護サービス事業者 介護サービス事業所を有する法人をいう。

(4) 介護職員 介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に従事する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日（以下「補助申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助申請日の属する年度の前々年度において介護福祉士国家試験に合格した者

(2) 補助申請日の属する年度の前年度において、介護福祉士として登録された者

(3) 介護福祉士として登録された日から補助申請日まで、継続して介護職員として勤務した者

(4) 補助金が交付された後、引き続き介護職員として勤務する意思を有する者

2 次に掲げる期間については、前項第3号において、継続して介護職員として勤務した期間とみなす。

(1) 産前産後の女性が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定によって休業した期間

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める期間

3 次に掲げる期間がある場合は、第1項第3号の規定に該当しないものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 介護サービス事業者の就業規則等に基づき、自己都合又は負傷若しくは疾病等に係る療養により休職し

た期間又は欠勤した期間

(2) 介護サービス事業所において介護業務以外の業務に従事した期間

(3) 介護サービス事業所以外の事業所において業務に従事した期間

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、50,000円とする。

2 補助金の交付は、当該補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、釧路市介護福祉士資格取得奨励金事業補助金交付申請書(様式第1号)のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 介護福祉士国家試験合格証書の写し

(2) 介護福祉士登録証の写し

(3) 雇用証明書(様式第2号)(1か月以内に発行されたものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、釧路市介護福祉士資格取得奨励金事業補助金交付決定兼確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により決定された補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の請求をするものとし、市長は当該請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を不決定とし、又はすでに決定したときは決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。